

最低制限価格算定及び入札等に関する注意事項について

1. 最低制限価格の算定について

最低制限価格は予定価格に100分の90を乗じて得た額となります。

2. 積算内訳明細書について

入札書提出の際、工事費内訳明細書の提出が必要となりますが、作成にあたり下記の点にご注意ください。なお、記載事項に不備がある場合、内訳書と入札価格の差が1万円以上ある場合は入札を無効とします。

(1) 工事費内訳明細書には、下記の事項を必ず記載し、押印してください。

- ・ 件名
- ・ 商号名
- ・ 代表者氏名

(2) 工事費内訳明細書の積算価格と入札価格の差が1万円以上にならないようにしてください。

3. 一定の資本関係又は人的関係のある者の参加制限について

一定の資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札案件に参加した場合は、その者が行った入札は、無効となりますのでご注意ください。